

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第81号

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則

京都市北部山間振興本部規則の一部を次のように改正する。

第5条第8号を次のように改める。

(8) 産業観光局産業企画室長

第5条第17号を次のように改める。

(17) 建設局建設企画部技術企画担当部長

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)